

平成28年11月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成28年11月9日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成28年11月9日(水) 午後3時00分
- 3 閉会日時 平成28年11月9日(水) 午後3時35分
- 4 出席委員(12名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
3番 小野寺邦男 委員	6番 四木俊一 委員
7番 久田伸一 委員	8番 木村喜和 委員
9番 吉田勝 委員	10番 三浦英雄 委員
11番 山内松次郎 委員	12番 新山秀男 委員
13番 斎藤正 委員	15番 金淵盛一 委員
- 5 欠席委員(3名)

4番 田中誠 委員	5番 高館孝 委員
14番 渡辺耕一 委員	
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第22号 農地の転用事実に関する照会について
議案第13号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について
議案第14号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 7 会議録署名委員
6番 四木俊一 委員 7番 久田伸一 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局 局長 高橋宏典 事務局 次長 佐藤一也
事務局 主事 川村徹朗
- 9 書 記
事務局 主事 川村徹朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成28年10月31日告示招集いたしました平成28年11月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成28年10月31日告示招集されました平成28年11月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は4番 田中 誠委員、5番 高館 孝委員、14番 渡辺 耕一委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

6番 四木 俊一 委員、7番 久田 伸一委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第14号
において、私が該当しますので、議案審議前に退席することになります。
なお、議案第14号については古里職務代理が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第20号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を
受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第20号を報告済みといたします。

次に報告第21号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知
書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第21号を報告済みといたします。

次に報告第22号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第22号「農地の転用事実に関する照会について」
青森地方事務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第22号を報告済みといたします。

次に議案第13号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

3番 現地調査は、私他2名で行いました。
小野寺委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

12番 65番の場所はどの辺でしょうか。

新山委員

次 長 古里商店の南側です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第13号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第13号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号を上程する前に、私が会議規則第11条に抵触しますので、退席し職務代理が議長を務めます。
(金淵委員退席)

職務代理 議案第14号については、私が議長を務めますので宜しくお願いします。

それでは町議案第14号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第14号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。
(説明省略)

職務代理 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

12番 内山というところですか。

新山委員

次 長 大谷地です。上北道路の道路排水で雨が降ればすぐ水没してしまうような状況です。

7番 非農地にすればどういうメリットがありますか。
久田委員

次 長 来年から固定資産税が、荒廃農地は 1.8 倍に上がるようになっておりますが、非農地にすることでそれを防ぐことができます。

3番 報告第 21 号で解約した方が非農地のリストに入っていますが、これはもう農地として
小野寺委員 やらないから解約するということでしょうか。

次 長 親子で貸し借りしていた所ですが、非農地にするために解約をしたということです。

職務代理 他にありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第 14 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 14 号は承認することに決定いたしました。

議案第 14 号の審議が終了しましたので、金淵会長の入室を求めます。
(金淵委員入室)
金淵会長へ議長を交代します。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会 11 月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会午後 3 時 35 分 】